

【参考】施設

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(定期の健康診断)

第 53 条の 2

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 2 条第(3)号に規定する**事業者**（以下この章及び第 9 章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が 1 年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は**矯正施設その他の施設**で政令で定めるもの（以下この章及び第 9 章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において**業務に従事する者**、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は**当該施設に収容されている者**（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、**結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。**

第 53 条の 2 の 3

市町村長はその管轄する区域内に居住する者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者であって政令で定める者に対して、政令で定める期間において、保健所長（特別区及び保健所を設置する市にあっては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

(他で受けた健康診断)

第 53 条の 4

定期の健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前 3 月以内に第 53 条の 9 の技術的基準に適合する健康診断を受け、かつ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期の健康診断を受けたものとみなす。

(通報又は報告)

第 53 条の 7

健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第 53 条の 4 又は第 53 条の 5 の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、**受診者の数その他厚生労働省令で定める事項**を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）を経由して、**都道府県知事に通報又は報告しなければならない。**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令

(施設)

第 11 条

法第 53 条の 2 第 1 項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 刑事施設
- (2) **社会福祉法 第 2 条第 2 項第(1)号及び第(3)号から第(6)号までに規定する施設**（後記）

(定期の健康診断の対象者、定期及び回数)

第12条

法第53条の2第1項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は前条第(2)号に掲げる施設において業務に従事する者 毎年度

(2) 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(修業年限が1年未満のものを除く。)の学生又は生徒 入学した年度

(3) 前条第(1)号に掲げる施設に収容されている者 20歳に達する日の属する年度以降において毎年度

(4) 前条第(2)号に掲げる施設に入所している者 65歳に達する日の属する年度以降において毎年度

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

(健康診断の方法)

第27条の2

法第7章の2の規定によって行うべき健康診断の方法は、喀(かく)痰(たん)検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査とする。

社会福祉法

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

(1) 生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

(2) (略)

(3) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

(3)の2 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設を経営する事業

(4) 障害者自立支援法 附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を経営する事業

(5) 障害者自立支援法 附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する事業

(6) 売春防止法に規定する婦人保護施設を経営する事業

(7) (略)